

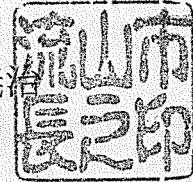


復興大臣 根本 匠 様

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づく支援対象地域に関する要望書

平成24年12月27日

千葉県 流山市長 井崎 義治



平成24年6月21日に成立しました「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「子ども被災者支援法」という。)では、支援対象地域や支援施策に関する内容について、基本方針で定められることになっています。

本市は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別特措法」第32条第1項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域に指定されました。

この間、国の方針に基づき「除染実施計画」を策定して民有地を含めた除染活動を実施して参りましたが、今後更に放射線の影響による健康への不安を抱える住民の不安解消を図る必要がありますことから、下記の事項について要望いたします。

## 記

- 1 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条(支援対象地域で生活する被災者への支援)の規定に基づく支援対象地域に、本市を含めること。
- 2 被災者生活支援等施策に係る費用は、全額国の負担とすること。